

証券コード 249A  
(発信日) 2026年6月10日  
(電子提供措置の開始日) 2026年5月29日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目7番1号  
株式会社ヒューマンアジャスト  
取締役社長 根岸 靖

## 第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第19回定時株主総会招集ご通知」として、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）を掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】<https://human-adjust.co.jp/ir/?CAT=株主総会>

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「株主総会招集通知/株主総会資料」を順に選択のうえ、ご覧ください。

【東証ウェブサイト】<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

なお、当日のご出席に代えて、書面によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月24日（水曜日）18時30分必着として、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日） 10時00分（受付開始：9時45分）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング25階  
当社本社会議室
3. 目的事項  
報告事項 第19期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 第19期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類承認の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 会計監査人選任の件  
第4号議案 取締役4名選任の件  
第5号議案 補欠監査役1名選任の件  
第6号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

以上

- 
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

(添付書類)

事業報告  
( 2025年4月1日から )  
( 2026年3月31日まで )

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の継続的な拡大を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、円安に伴うエネルギー価格の高騰や原材料費の上昇による物価高及びそれに伴う実質賃金の伸び悩み等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社が属する柔道整復・鍼灸・あん摩マッサージ指圧業界においては、人流の回復とともに来院者数の改善傾向が定着いたしました。また、高齢化の進行に伴い、国民の健康意識は従来の「治療」から「予防・機能維持」へと大きくシフトしております。特に、高齢者層を中心に介護予防や生活機能の維持・改善を目的とした施術に対するニーズは益々拡大しており、ヘルスケア関連分野の成長が注目されております。

このような状況のもと、当社では、鍼灸接骨院運営事業において、将来の持続的な成長を確実なものとするため、人的資本への積極的な投資と事業基盤の拡充を最優先課題として取り組んでまいりました。有資格者の積極的な採用を推進することで安定的な店舗運営体制を構築するとともに、次年度以降の店舗展開を見据えた新規出店を加速させてまいりました。あわせて、健康維持・予防のニーズに対応した自費施術のラインナップ拡充や、セルフケアを目的とした物販の強化に注力した結果、客単価の向上と顧客満足度の最大化が進んでおります。

これらの結果、当事業年度の業績につきましては、売上高は2,946,648千円（前期比16.5%増）、営業利益は168,559千円（前期比34.2%減）、経常利益は167,895千円（前期比29.3%減）、当期純利益は115,964千円（前期比20.6%減）となりました。

(2) 資金調達の状況

経常的な運転資金の借入れの他に、重要な資金調達はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度中において実施した設備投資の総額は84,160千円であり、その主なものは、新店舗の出店に伴うもの77,757千円であります。

(4) 財産及び損益の状況

項目	期別	第16期 (2023年3月期)	第17期 (2024年3月期)	第18期 (2025年3月期)	当期(第19期) (2026年3月期)
売上高		1,136,275千円	1,935,849千円	2,532,005千円	2,946,648千円
営業利益		△72,502千円	53,670千円	256,033千円	168,559千円
経常利益		△50,591千円	45,365千円	237,379千円	167,895千円
当期純利益		△42,540千円	36,399千円	145,966千円	115,964千円
1株当たり当期純利益		△709,003円33銭	606,654円55銭	486円55銭	386円54銭
総資産		578,712千円	875,509千円	1,188,604千円	1,287,047千円
純資産		66,569千円	67,283千円	213,249千円	329,213千円

(注) 当社は、2024年6月25日付で、普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第18期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 対処すべき課題

①市場の動向

イ) 人口減少による市場の縮小

鍼灸接骨院業界における従来の主要顧客は40～70歳代ですが、当社の展開する地域におきましても今後、当該年齢層の人口は減少が見込まれます。この環境下で市場規模を維持・拡大するため、これまで他の年齢層の顧客開拓や新たな施術需要の掘り起こしに注力し、一定の成果を収めてまいりました。今後はさらに顧客1人当たりの顧客生涯価値(LTV)を高める施策を推進し、持続的な成長基盤をより強固なものとしてまいります。

ロ) 療養費の減少

高齢化に伴い国民医療費は年々増加しておりますが、接骨院業界におきましては療養費削減施策や療養費請求の審査厳格化などにより、療養費は基調としてマイナス成長を続けております。一方で接骨院数は増加が続いていることから1店舗当たりの療養費は減少傾向にあり、療養費頼みの経営では厳しい環境にあります。当社では、これら療養費に依存しない体制構築を目指し、自費施術へのシフトを進めてまいりました。今後は、適切な療養費請求を行うと共に、自費施術による収益確保を図って参ります。

ハ) 施術需要の変化

生活・働き方の変化に伴う腰痛、頭痛、眼精疲労や肩こりといった諸症状、ストレスによる自律神経の乱れからメンタルヘルスケアの需要が高まりを見せております。また美容を訴求した施術への需要が増加するなど、多様化するニーズを的確に捉えた自費施術やセルフケア目的の物販の強化に対応してきた結果、顧客単価の向上に結び付けております。今後も変化する需要に迅速に対応し、顧客満足度のさらなる最大化を図ってまいります。

## 二) 国家資格者採用の難化

近年、国家資格の合格者数が年々減少し、国家資格全体ではピーク時の4割減、うち鍼灸師は4割減、柔道整復師は特に減少が大きく6割減となっており、新規合格者を採用するためには選ばれる企業であることが求められております。このような環境の下、当社ではこれまで推進してきた働き方改革による労働環境の整備や明確な評価制度の構築をさらに進化させ、求職者への訴求力を高めていく方針です。今後も「選ばれる企業」であり続けるため、優秀な有資格者の継続的な確保と、人員定着率の一層の向上を重要課題として取り組んでまいります。

## ②当社の目標と現状

### イ) ビジョンの実現に向けた事業を拡大

当社は「日本全国の施術者の地位向上と業界の発展」をビジョンとして掲げ、地域社会に健康を提供し続けることを目指し、事業を拡大してまいりました。

市場全体としては先述の市場環境により経営難に陥る院も多くありますが、当社ではそうした院の事業譲受を積極的に行い、施術者の雇用を確保するとともに店舗数を拡大してきました。事業拡大に必要な人材確保にあたっては、施術ニーズの変化や多様性に対応できる知識・スキルを重視し、国家資格者に絞って採用を行っております。

業界全体において資格者の採用難が深刻化するなかにあっても、当社においては、これまで推進してきた働き方改革による労働環境の整備や明確な評価制度の構築が求職者への確かな訴求となり、高い人員定着率とあわせて、従業員数の大幅な増加を実現しております。

### ロ) 事業拡大に伴う諸課題

一方で、事業拡大が業績向上に結実するにはタイムラグが伴います。国家資格新規合格者が当社の求める技術水準に到達するには相応の期間の研修が必要になるため、採用後一定期間は人件費の増加と一人当たり売上高の低下が利益の圧迫要因となります。持続的な成長のためには、店舗や従業員の拡大を確実かつ安定的に業績向上に結び付けることが重要と考えております。

## ③対処方針

### イ) 稼働及び利益の向上

当期以前に採用した国家資格者については研修が進んでおり、各店舗の主戦力として大きく成長したことで、既存店の稼働率は着実に向上しております。今後は、既存店の好立地を活かし積極的なプロモーションを行い、さらなる集客を図るとともに、症状が治ったら終わりではなく、より良い健康・美容のために継続利用いただくための自費施術・物品販売メニューの提案を拡充してまいります。

また費用面に関しても、店舗共通業務の標準化・デジタル化を進めたことで、1店舗あたりの運営コストの軽減効果が徐々に現れております。今後も、拡大した事業を管理するための人事・経理等本社機能を強化するなど、店舗共有基盤を整備することで1店舗当たりの運営コストを低減し、多店舗運営の強みを活かしてまいります。

### ロ) 財務体質の強化

経営者の高齢化や先述の市場環境により撤退を考える院からの事業譲渡の引き合いが多数あるため、M&Aを含めた店舗数拡大の機会を引き続き追求するとともに、出店計画を踏まえて人材の採用も継続していきます。今後の拡大にあたっては既存店から着実に利益をあげ原資として活用するとともに、資本を増強して負債比率及び支払利息の適切な水準を維持し、継続的な成長の基盤となる財務体質の構築を図ります。

(6) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社は、主たる事業として、国家資格者が施術というサービスを行う鍼灸接骨院を運営しているほか、ECサイトの運営を手掛けており、当社の鍼灸接骨院に来院されたお客様向けに、医薬部外品やサプリメント等の健康食品、家庭向け美容・健康増進器具などの販売を行っております。

また、鍼灸接骨院運営支援事業として、開業サポート、セミナー開催、経営コンサルティング等を行っております。

(7) 主要な事業所（2026年3月31日現在）

①本店

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目7番1号

②店舗等

所在地	店舗数
東京都	20店
茨城県	1店
栃木県	9店
群馬県	6店
埼玉県	16店
千葉県	3店
神奈川県	6店
大阪府	2店
福岡県	4店
合計	67店

(8) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
329名 [258名]	60名増	29.0歳	2.4年

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、最近1年間の平均人員を [ ] 外数で記載しております。

2. 従業員数が前期末と比べて60名増加しておりますが、その主な理由は、事業拡大に伴う積極的な新規採用によるものであります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
株式会社治療家コネクト	5,000千円	100%	鍼灸接骨院業界向け人材紹介事業
株式会社全国治療家アシスト協会	3,000千円	100%	療養費請求代行紹介事業

(10) 主要な借入先及び借入額 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社武蔵野銀行	221,553千円
株式会社埼玉りそな銀行	48,834千円
株式会社阿波銀行	39,171千円
株式会社みずほ銀行	30,756千円

2. 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、当社の発行済株式の99.9%を所有し、かつ、当社の代表取締役社長である根岸靖氏より、当社が第三者に対して有する債務に関して債務保証を受けております。これは、同氏が当社の発行済株式の100%所有時に保証契約を行ったものであります。なお、同氏が当社の代表取締役社長という地位であることも考慮し、保証料の支払いは行っておりません。

上記の事情を鑑み、当社取締役会は、当該親会社等との取引が会社の利益を害すものではないと判断し、当該取引を承認する決議を行っております。なお、社外取締役の意見は取締役会の判断と一致しております。

3. 株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 1,200,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 300,000株

(3) 当事業年度末の株主数 3名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
根岸靖	299,800株	99.9%
上田宗則	100株	0.0%
キャロットキャピタル株式会社	100株	0.0%

(注) 持株比率は小数点第二位を四捨五入して表示しております。

4. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 5. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
根岸 靖	代表取締役社長	—
田嶋 将大	取締役営業部長	—
眞木 裕	取締役管理部長	—
三谷 淳	取締役	未来創造弁護士法人代表弁護士 株式会社未来創造コンサルティング代表取締役 株式会社ロールーム代表取締役
福野 美和	常勤監査役	—
加藤 裕司	監査役	加藤裕司公認会計士事務所代表 合同会社タスフル代表社員 株式会社ダイブ経営企画部長
山崎 和弘	監査役	—

- (注) 1. 取締役三谷淳氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役福野美和氏、加藤裕司氏及び山崎和弘氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役加藤裕司氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役山崎和弘氏は、米国公認会計士であり、また、経理・財務部門における豊富な実務経験を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役三谷淳氏並びに社外監査役加藤裕司氏及び山崎和弘氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

#### ①被保険者の範囲

当社及び当社のすべての子会社のすべての取締役及び監査役を対象としております。

#### ②保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償する内容であります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないための措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額  
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給 人数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち、社外取締役)	4名 (1名)	97,000千円 (4,800千円)	—	—	97,000千円 (4,800千円)
監 査 役 (うち、社外監査役)	3名 (3名)	8,900千円 (8,900千円)	—	—	8,900千円 (8,900千円)
計 (うち、社外役員)	7名 (4名)	105,900千円 (13,700千円)	—	—	105,900千円 (13,700千円)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2024年4月30日開催の臨時株主総会において年額300,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は1名）であります。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2025年6月20日開催の第18回定時株主総会において年額18,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は3名）であります。
3. 基本報酬には、確定拠出年金の掛金が含まれております。
4. 当事業年度における取締役の個別報酬等については、各取締役の職務内容、貢献度、業績等を総合的に勘案した適切な報酬額とすることとしており、取締役会にて決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
特記すべき事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	三 谷 淳	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、法律家としての専門知識と幅広い見識から、経営全般に対する意見や指摘等、議案・審議等に必要な発言を適宜行い、当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等のための重要な役割を果たしました。
監 査 役	福 野 美 和	2025年6月20日の就任以降開催された取締役会12回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会10回の全てに出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行いました。 また、常勤監査役として、経営会議その他重要な会議への出席や、重要な決裁書類の閲覧、本社及び主要な事業所の監査等を通じて、業務執行状況の監視・検証を適宜行いました。
監 査 役	加 藤 裕 司	当事業年度開催の取締役会16回の全てに、また、監査役会10回の全てに出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行いました。
監 査 役	山 崎 和 弘	2025年6月20日の就任以降開催された取締役会12回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会10回の全てに出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行いました。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社が取締役会において決議した内部統制に関する基本方針は以下のとおりです。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに適正かつ健全な企業活動を行う。
- ②取締役会は、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- ③コンプライアンスの状況は、取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会（以下「CR委員会」という。）等を通じて取締役及び監査役に対して報告されなければならない。各部門長は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- ④取締役社長直轄の内部監査担当を設置する。内部監査担当は各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について、監査役と連携し定期的に監査を実施し、その結果を取締役社長及び取締役会に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、管理部を窓口として定め、適切に対応する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
- ②取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができる。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直す。
- ②リスク情報等については取締役会、経営会議、CR委員会等を通じて各部門長より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は管理部が行う。
- ③不測の事態が発生した場合には、取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門機関とともに迅速かつ確かな対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- ④内部監査担当は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役社長及び取締役会に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営方針及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- ②取締役は、取締役社長の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。また、経営会議にて、会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、必要に応じて取締役会に対し経営政策、経営戦略を建言する。

- ③「業務分掌規程」により明確化された業務分掌により業務運営を行う体制とするとともに、「職務権限規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図るとともに、迅速性及び効率性を確保する。
- (5) 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社及び子会社の業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用し、必要な子会社への指導、支援を実施する。
- ②監査役及び内部監査担当は、定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、当社及び子会社の内部統制の有効性と妥当性を確保する。また、監査結果については、取締役社長及び取締役会に報告する。
- ③子会社管理を担当する取締役及び担当部署を明確にし、必要に応じて適正な指導、管理を行う。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況は、「関係会社管理規程」に基づき定期的に報告を受ける。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ①監査役は、その職務を補助する使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。当社は当該使用人に対し監査役の指示に従う旨を命ずるとともに、指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- ②当該使用人の人事異動については、監査役の事前同意又は事前協議を要することとする。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 取締役及び部門長等は、監査役の職務を補助する使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知するとともに、当該使用人が監査役の職務を補助するのに必要な時間を確保する。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ①監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を読覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
- ②取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- (9) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- ①子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。また、子会社にて発生した事項について、当社の子会社管理担当部署を通じて当社の監査役に対して報告する体制を整備する。
- ②子会社の取締役及び使用人並びに当社の子会社管理担当取締役等に対して、当社の監査役が企業集団の業務の適正を確保するために必要と判断した事項について直接報告等を求めた場合は、当該要請に応じることを義務付ける。
- ③子会社の監査役は、当社の監査役と定期的に会合を持ち、子会社の状況等を、当該監査役を通じて適時適切に当社監査役会に報告する。

- (10) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役に通報・報告をした者が監査役に通報・報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを「内部通報規程」に定める。
- (11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役が、監査役及び補助使用人の職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の償還を請求したときは、担当部署において審議の上、その必要が認められない場合を除き、速やかに処理をすることとする。
- (12) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、内部監査担当と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
  - ② 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人と必要な連携を図ることとする。
- (13) 財務報告の信頼性を確保するための体制  
「財務報告に係る内部統制の基本方針」並びに財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価に関する規程を定め、これらに基づき、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制の整備
- ① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、「反社会的勢力排除規程」等に明文化し社内に周知する。また、取引先が反社会的勢力と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
  - ② 反社会的勢力対応の統括部署は管理部とし、管理部において情報の一元管理・蓄積等を行う。また、取締役及び使用人が基本方針及び「反社会的勢力排除規程」を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための「反社会的勢力対応マニュアル」等の対応方法を整備し、社内周知する。
  - ③ 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち、主なものは次のとおりです。

### (1) 職務執行の効率性及び情報管理に関する取組みの状況

定例及び臨時の取締役会を開催し、法令に定められた事項のほか、経営目標の策定、業務執行の監督等を適切に行いました。また、経営会議を毎月1回開催し、重要事項の審議並びに報告及び共有を実施しております。取締役会の議事録や稟議書などの決裁書類は、「文書管理規程」に基づき適切に記録・保管され、取締役及び監査役が常時閲覧できる体制を維持しております。

### (2) コンプライアンスに関する取組みの状況

管理部を統括部門、管理担当取締役をコンプライアンス・リスク管理責任者として、コンプライアンスの強化に努めました。CR委員会を定期的で開催し、関係法令の改廃動向や不正防止対策の審議を行っております。また、企業倫理行動規範において、基本的な行動原則や法令遵守等について定めており、全役職員に周知徹底しているほか、全役職員を対象として定期的にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスに関する啓蒙・強化に努めました。

### (3) リスク管理に関する取組みの状況

管理部が中心となり、CR委員会と連携の上、全社的なリスク情報の収集・分析・評価を定期的実施いたしました。危機発生時には取締役社長指揮下の危機対策本部を迅速に設置し、損害を最小化する有事体制を整えております。また、取締役社長直轄の内部監査担当者が本社組織及び各店舗への業務監査を実施し、その結果を取締役社長へ報告するほか、取締役会へ直接報告しております。

### (4) グループ会社の経営管理に関する取組み

子会社より毎月定例の経営報告を受けるとともに、管理部による適切な管理・指導を行っております。また、毎月1回の経営会議において、各社の予算進捗や業務執行状況のモニタリングを実施してグループ全体の業務の適正化を図ったほか、内部監査担当者による子会社への定期業務監査を実施いたしました。

### (5) 監査役監査の実効性確保に関する取組み

監査役は、取締役会及び監査役会並びに経営会議やCR委員会等の重要会議に出席するほか、当社は重要な決裁書類を監査役が常時閲覧できる体制を確保しております。また、監査役、内部監査担当者及び監査法人は、三様監査ミーティングを開催し、緊密かつ実効性の高い連携体制の維持に努めました。監査役監査に際しては、主に管理部を窓口として、監査役監査の対応及び社内調整をはじめ、監査役監査の遂行に必要な協力を行っており、監査役監査が円滑に行われるためのサポート体制をとっております。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>834,355</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>649,174</b>
現金及び預金	260,005	買掛金	6,523
売掛金	523,164	短期借入金	120,000
商品	5,298	1年内返済予定の長期借入金	87,262
貯蔵品	1,585	未払金	91,229
前払費用	42,864	未払費用	97,449
未収入金	1,791	リース債務	10,409
その他	2,793	未払法人税等	13,925
貸倒引当金	△3,150	未払消費税等	38,172
<b>固 定 資 産</b>	<b>452,692</b>	前受金	127,203
<b>有形固定資産</b>	<b>277,053</b>	賞与引当金	42,423
建物	226,934	ポイント引当金	843
構築物	189	その他	13,732
機械装置	0	<b>固 定 負 債</b>	<b>308,659</b>
車両運搬具	0	長期借入金	184,151
工具器具備品	29,139	リース債務	9,216
一括償却資産	267	資産除去債務	113,945
土地	744	その他	1,346
建設仮勘定	211	<b>負 債 合 計</b>	<b>957,834</b>
リース資産	19,567	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>10,959</b>	株 主 資 本	329,213
ソフトウェア	2,952	資 本 金	3,000
のれん	8,007	利 益 剰 余 金	326,213
<b>投資その他の資産</b>	<b>164,679</b>	その他利益剰余金	326,213
関係会社株式	8,000	繰越利益剰余金	326,213
敷金及び保証金	88,186	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>329,213</b>
保険積立金	41,286	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>1,287,047</b>
長期前払費用	5,688		
繰延税金資産	14,377		
その他	7,140		
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,287,047</b>		

# 損 益 計 算 書

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,946,648
売 上 原 価		1,947,733
売 上 総 利 益		998,915
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		830,355
営 業 利 益		168,559
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	548	
受 取 配 当 金	1	
補 助 金 収 入	7,096	
そ の 他	202	7,847
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,860	
そ の 他	651	8,511
経 常 利 益		167,895
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	203	203
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
減 損 損 失	9,427	
事 業 譲 渡 損	285	9,713
税 引 前 当 期 純 利 益		158,385
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	50,371	
法 人 税 等 調 整 額	△7,950	42,420
当 期 純 利 益		115,964

## 株主資本等変動計算書

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	3,000	210,249	210,249	213,249	213,249
当期変動額					
当期純利益		115,964	115,964	115,964	115,964
当期変動額合計	－	115,964	115,964	115,964	115,964
当期末残高	3,000	326,213	326,213	329,213	329,213

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

#### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………個別法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～39年	車両運搬具	2～6年
構築物	10年	工具器具備品	2～10年
機械装置	6年		

#### ②無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェア	5年
のれん	5年

#### ③リース資産

イ) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

ロ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

#### ③ポイント引当金

販売促進施策であるポイント制度に基づき、将来のポイント利用による費用の発生に備えるため、過去の使用実績率に基づき当事業年度末における将来使用見込額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

なお、取引の対価は、履行義務の充足時点から1年以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

また、取引価格の算定において、変動対価が含まれる契約はなく、取引価格を各履行義務へ配分する必要のある契約も有しておりません。

#### ①鍼灸接骨院運営事業

鍼灸接骨院を運営しており、顧客へのサービス提供完了時点において収益を認識しております。また、鍼灸接骨院に来店されたお客様向けに医薬部外品やサプリメント等の健康食品、家庭向け美容・健康増進器具等の商品を販売しております。当該商品の支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識することとしております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税等は、発生事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 268,780千円

(2) 保証債務

下記の関係会社の借入金等に対する債務保証を次のとおり行っております。

株式会社治療家コネクト 3,332千円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債務 1,072千円

(4) 当座貸越契約

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、取引銀行3行との間で当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	250,000千円
借入実行残高	120,000千円
差引額	130,000千円

(5) 財務制限条項

当社の借入金のうち31,250千円については財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には借入先からの請求により、一括返済することになっております。

- ・各年度の決算期における損益計算書の経常利益を2期連続して損失としないこと。
- ・各年度の決算期の末日における貸借対照表の純資産を2023年3月期の75%以上に維持すること。

また、当社の当座貸越契約に係る借入実行残高100,000千円については財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には借入先からの請求により、一括返済することになっております。

- ・各年度の決算期における損益計算書の経常利益を2期連続して損失としないこと。
- ・各年度の決算期の末日における貸借対照表の純資産を2024年3月期の75%以上に維持すること。

## 5. 損益計算書に関する注記

### (1) 関係会社との取引高

- ①営業取引による取引高  
販売費及び一般管理費 18,800千円
- ②営業取引以外の取引高 -千円

### (2) 減損損失

#### ①減損損失を認識した資産または資産グループ

用途	種類	場所	減損損失
店舗	建物等	埼玉県他	9,427千円

#### ②減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生じる損益が継続してマイナスの店舗で、今後も収益改善の可能性が低いと判断した店舗により、回収可能価額を著しく低下させる変化があった店舗について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

#### ③減損損失の金額

- 建物 9,130千円
- リース資産 246千円
- のれん 49千円

#### ④資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗等を基本単位としてグルーピングしております。

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 300,000株

### (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

- 賞与引当金 16,797千円
- 未払事業税 1,322千円
- 資産除去債務 39,231千円
- 減損損失 2,684千円
- 控除対象外消費税 1,273千円
- その他 410千円

### 繰延税金資産小計

61,720千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額

△24,289千円

### 評価性引当額小計

△24,289千円

### 繰延税金資産合計

37,430千円

### 繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用

23,052千円

### 繰延税金負債合計

23,052千円

### 繰延税金資産の純額

14,377千円

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入による方針であります。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、賃借物件において預託しているため、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、1年以内に決済されるものであります。

借入金及びリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金等については、当社グループの与信管理規定等に沿って、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

##### b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金は、主に固定金利による調達により金利の変動リスクを抑制しております。

##### c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 敷金及び保証金	88,186	61,133	△27,053
資産計	88,186	61,133	△27,053
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	271,413	270,083	1,329
(3) リース債務（1年内返済予定を含む）	19,626	19,325	300
負債計	291,039	289,408	1,630

(注1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、未払法人税等、未払消費税等、未払金、未払費用は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	8,000千円

関係会社株式は、非上場であり、市場価格がないため、関係会社株式の時価を記載しておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	61,133	－	61,133
資産計	－	61,133	－	61,133
長期借入金（1年内返済予定を含む）	－	270,083	－	270,083
リース債務（1年内返済予定を含む）	－	19,325	－	19,325
負債計	－	289,408	－	289,408

10. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

11. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社治療家コネク	(所有) 直接 100%	債務保証	銀行借入に対する債務保証(注)1	3,332	－	－

(注) 1. 株式会社治療家コネクの銀行借入につき、債務保証を行ったものであります。なお、保証料の受取りは行っておりません。

(2) 役員及び個人主要株主

(単位：千円)

種類	氏名	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	根岸 靖	(被所有) 直接 99.9%	当社代表取締役 債務被保証	賃貸借契約に対する債務保証(注)1	18,717	－	－
				リース取引に対する債務保証(注)2	1,995	－	－

(注) 1. 一部の営業用店舗の賃借料について債務保証を受けております。取引金額には、債務保証を受けている物件の年間賃借料（税込）を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. 一部のリース取引について債務保証を受けております。取引金額には、期末時点の未経過リース料残高（税込）を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

## 12. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	合計 (千円)
鍼灸接骨院運営事業	2,946,648
外部顧客への売上高	2,946,648

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 13. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,097円37銭
1株当たり当期純利益	386円54銭

## 14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 15. その他の注記

### (1) 退職給付に関する注記

当社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を採用しております。なお、当事業年度における確定拠出制度への要拠出額は、14,555千円であります。

### (2) 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

#### ①当該資産除去債務の概要

本社及び営業用店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

#### ②当該資産除去債務の金額の算定方法

過去において類似の資産について発生した除去費用の実績から割引前将来キャッシュ・フローと使用見込期間を見積り、使用見込期間に対応した割引率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

#### ③当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	103,011千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	11,965千円
時の経過による調整額	969千円
事業譲渡に伴う減少額	<u>△2,000千円</u>
期末残高	<u>113,945千円</u>

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、それぞれが作成した監査報告書に基づき審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法及びその内容

- (1) 監査の実効性を確保するため、監査役間の意思疎通及び情報交換を行い、監査の方針・計画等を定めるとともに重点監査項目を設定し、必要に応じて見直しを行いました。また、各監査役の監査の結果及び所見について共有を行うほか、取締役等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、上記方針・計画等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法により監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び一部事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、以上の監査活動を通じてその構築及び運用の状況について確認するとともに、取締役及び使用人等から報告及び説明を求め、意見を述べました。
  - ③子会社である株式会社全国治療家アシスト協会及び株式会社治療家コネクトにつきましては、当該子会社の取締役・監査役等との意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて報告を受けました。また、事業報告に記載されている親会社等との取引について、当社の利益を書さないよう留意された事項及び取締役会の判断・理由を事業報告等に基づき検討いたしました。

以上の方法により、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行いました。また、金融商品取引法第193条の2第1項に基づく監査に準じる監査を委託している監査法人コスモス（以下「監査法人」という）と意思疎通及び情報交換を図り、監査法人の監査の実施状況について報告を受けるとともに、会社の会計処理及び表示等について意見を徴し、監査役の会計監査において参考にいたしました。

以上の方法により、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認められます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認められます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を書さないよう留意した事項及び当該取引が当社の利益を書さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認められます。

2026年5月27日

株式会社ヒューマンアジャスト	監査役会
常勤監査役（社外監査役）	福野 美和 ㊟
監 査 役（社外監査役）	加藤 裕司 ㊟
監 査 役（社外監査役）	山崎 和弘 ㊟

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 第19期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類承認の件

当社は、会社法第438条第2項の規定に基づき、定時株主総会において計算書類の承認を受けなければならないため、第19期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）につきまして、ご承認をお願いするものであります。

計算書類の内容等につきましては、添付書類（13頁から21頁まで）に記載のとおりであります。

なお、取締役会といたしましては、計算書類が法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するとともに、現行目的の整理を行うものであります。

また、監査体制の強化を図り計算書類等の正確性を確保するため、当社の機関として会計監査人を設置することといたしたく、これに伴い、現行定款第4条（機関の設置）の変更及び第8章（会計監査人）に所要の条文の新設を行い、また、条文の新設に伴い条数の繰り下げを行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
（目的）	（目的）
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 接骨院の経営	1. 接骨院、 <u>鍼灸院、整体院、マッサージ施術所の経営</u>
2. <u>鍼灸、マッサージによる診療所の経営</u> （新設）	（削除） 2. <u>接骨、鍼灸、整体、マッサージの出張施術</u>
3. 接骨院、鍼灸院、整体院、カイロプラクティック院の受付管理・療養費請求事務並びに経理事務の受託及び代行	3. 接骨院、鍼灸院、整体院、カイロプラクティック院の受付管理・療養費請求事務並びに経理事務の受託及び代行
4. マッサージ器具、シェープアップマシン等の健康増進機械の販売	4. マッサージ器具、シェープアップマシン等の健康増進機械の販売
5. M&A、事業承継に関する仲介、斡旋、コンサルティング業	5. M&A、事業承継に関する仲介、斡旋、コンサルティング業

現行定款	変更案
<p>6. 営業代行業務及びコンサルティング業、マーケティング業</p> <p>7. 各種講演の企画及び開催</p> <p>8. インターネットを利用した通信販売</p> <p>9. インターネットを使った各種情報提供サービス業</p> <p>10. WEBサイト、クラウド商品の企画・販売</p> <p>11. スポーツインストラクター、トレーナー業及び支援</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>6. 営業代行業務及びコンサルティング業、マーケティング業</p> <p>7. 各種講演の企画及び開催</p> <p>8. インターネットを利用した通信販売</p> <p>9. インターネットを使った各種情報提供サービス業</p> <p>10. WEBサイト、クラウド商品の企画・販売</p> <p>11. スポーツインストラクター、トレーナー業及び支援</p> <p>12. <u>不動産の売買、賃貸借および保守管理</u></p> <p>13. <u>医療用機器、店舗機器、什器、その他各種動産のリース、賃貸借、売買（割賦売買を含む）および保守管理</u></p> <p>14. <u>店舗、オフィス等の企画、設計、デザイン、施工および監理</u></p> <p>15. 前各号に附帯する一切の業務</p>
<p>12. 前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>15. 前各号に附帯する一切の業務</p>
<p>(機関の設置)</p>	<p>(機関の設置)</p>
<p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p>	<p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p>
<p>(1) 取締役会</p>	<p>(1) 取締役会</p>
<p>(2) 監査役</p>	<p>(2) 監査役</p>
<p>(3) 監査役会</p>	<p>(3) 監査役会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(4) <u>会計監査人</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第8章 会計監査人</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(会計監査人の選任)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(会計監査人の任期)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>② <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第8章 計算</p> <p>第43条～第46条 (条文省略)</p> <p>第9章 附則</p> <p>第47条 (条文省略)</p>	<p>第9章 計算</p> <p>第45条～第48条 (条数繰り下げ、条文は現行どおり)</p> <p>第10章 附則</p> <p>第49条 (条数繰り下げ、条文は現行どおり)</p>

### 第3号議案 会計監査人選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」のご承認をいただいた場合は、当社は会計監査人設置会社になります。

つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の決定に基づいております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名称	監査法人コスモス
主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目3番18号
沿革	<p>1988年6月 設立</p> <p>2005年6月 PrimeGlobal 加盟</p> <p>2007年5月 上場会社監査事務所登録</p> <p>2025年1月 上場会社等監査人名簿へ登録</p>
概要	<p>在籍人員 (2026年3月31日現在)</p> <p>代表社員 5名</p> <p>社員 6名</p> <p>公認会計士 78名 (非常勤を含む)</p> <p>試験合格者 16名</p>
候補者として選定した理由	<p>当社の事業規模及び業務内容に照らし、適切な品質管理体制及び監査体制を有していること、並びに独立性及び専門性が確保されていること等を総合的に勘案した結果、同監査法人が当社の会計監査人として適任であり、また、同監査法人は金融商品取引所の規則に基づく当社の監査を実施しており、当社の事業内容及び会計処理について深く精通していることから、引き続き会社法上の会計監査人として監査業務を委嘱することが、監査の連続性、実効性及び効率性の観点からも最適であると判断したためであります。</p>

#### 第4号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役4名全員が任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1  (再任)	ねぎし やすし 根岸 靖 (1975年4月4日)	1998年4月 コナミスポーツクラブ株式会社入社 2004年4月 医療法人社団くまくぼ整形外科入職 2006年4月 接骨院開業 2007年4月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2014年1月 株式会社セカンドジョブ設立 代表取締役(現任) 2018年11月 株式会社J I N(後に当社が吸収合併) 代表取締役 2021年12月 一般社団法人全国治療家アシスト協会 代表理事 2023年4月 株式会社全国治療家アシスト協会 代表取締役社長(現任)	299,800株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>根岸靖氏は、当社の創業者であり、設立時より代表取締役として会社の発展に寄与しており、経営者として豊富な経験と実績を有しているとともに、当社が属する業界に関する豊富な知見を有しております。したがって、引き続き当社の取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としてしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2  (再任)	たじま まさひろ 田嶋 将大 (1991年8月20日)	2012年4月 ひだか接骨院入職 2017年11月 当社入社 2021年12月 一般社団法人全国治療家アシスト協会 理事 2023年6月 当社取締役管理部長 2024年4月 当社取締役営業部長(現任)	1株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>田嶋将大氏は、2017年の当社入社以降、柔道整復師として現場での経験を積み、その後店舗運営管理、採用・人事評価等の事業管理の経験を経て、2023年に取締役に就任し、現在に至っております。取締役就任後は、人事制度改革、ブランディング、事業戦略など、会社へ多大な貢献をしており、その後も事業担当取締役として経験を重ねております。これらの実績から、引き続き当社の取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としてしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3  (再任)	まき ゆたか 眞木 裕  (1987年4月2日)	2010年4月 当社入社 2021年12月 一般社団法人全国治療家アシスト協会 理事 2024年4月 当社取締役管理部長 (現任)	-株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>眞木裕氏は、2010年の当社入社以降、柔道整復師として現場での経験を積み、その後店舗運営管理、計数管理等の事業管理の経験を経て、2024年に取締役に就任し、現在に至っております。取締役就任後は、経理財務体制の強化、コーポレート・ガバナンスの強化等を推進し、東京証券取引所TOKYO PRO Market及び福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketへの上場を果たすなど、会社へ多大な貢献をされており、その後も管理担当取締役として経験を重ねております。これらの実績から、引き続き当社の取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としてしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4  (再任) [社外]	みたに あつし 三谷 淳  (1975年7月10日)	2000年4月 弁護士登録 山下法律事務所入所 2006年10月 三谷総合法律事務所 (現 未来創造弁護士法人) 代表弁護士 (現任) 2016年3月 株式会社エイアンドティー 取締役 (監査等委員) 2017年9月 株式会社あつまる 監査役 (現任) 2018年8月 株式会社未来創造コンサルティング 代表取締役 (現任) 2022年12月 N A Sホールディングス株式会社 監査役 2022年12月 株式会社LOOPPLACE 取締役 (監査等委員) (現任) 2023年6月 当社取締役 (現任) 2025年4月 株式会社ロールーム 代表取締役 (現任) 2025年12月 N A Sホールディングス株式会社 取締役 (現任)	-株
	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>三谷淳氏は、法律家としての専門知識と幅広い見識に基づき、法務面のみならず当社の業務執行全般に対する監督、助言等をいただくことを期待して選任しております。2023年の当社取締役就任以降、取締役会において経営全般に対する意見や指摘等、議案・審議等に必要な発言を適宜行うなど、当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等のための重要な役割を果たしております。これらの実績から、引き続き当社の取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役候補者としてしました。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三谷淳氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により取締役が在任中その地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求を受けた場合の損害等を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。各候補者が取締役に再任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 当社は、三谷淳氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が取締役に再任された場合、本契約を継続する予定であります。
5. 三谷淳氏は、現在当社の社外取締役であります。取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年あります。

**第5号議案 補欠監査役1名選任の件**

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
いわした まさひろ 岩下 将弘 (1957年12月26日)	1981年4月 三井鉱山株式会社（現日本コークス工業株式会社）入社 2006年7月 同社経理部副部長 2007年7月 同社北九州事業所副所長 2014年1月 同社経営管理部予算グループリーダー兼資金グループリーダー 2015年10月 同社経営管理部予算グループリーダー兼経営企画グループリーダー 2017年6月 同社常勤監査役 2023年6月 同社顧問 2024年6月 同社顧問退任	－株
【補欠社外監査役候補者とした理由】 岩下将弘氏は、上場企業において、経理・財務部門における長年の経験と常勤監査役の経験を有しております。これらの知見等を取締役の意思決定及び業務執行状況並びに会計に関する監査に生かし、独立した立場から当社の経営判断の合理性並びに経営の透明性及び健全性の確保に貢献いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により監査役が在任中その地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求を受けた場合の損害等を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。候補者が監査役に就任した場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 当社は、候補者が監査役に就任した場合、候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

## 第6号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

### 2. 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

#### (1) スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条1項に基づき、2024年4月30日開催の臨時株主総会において、取締役に対する金銭報酬として、年額300,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とすることを決議いただき、今日に至っております。

このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、従来の金銭報酬の額とは別枠にて、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額10,200千円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役は4名（うち、社外取締役1名）であります。第4号議案が原案どおり承認可決されました後も現在と同様に、取締役は4名（うち、社外取締役1名）となります。

また、当社の取締役の他に、当社従業員に対しても同様のストック・オプションを割当てる予定です。具体的な付与対象者、支給時期及び分配については、取締役会にて決定いたします。

#### (2) 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

##### ①新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、60個とする。

##### ②新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は6,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

##### ③新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

#### ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。ただし、継続的な売買実績がないこと等により当社普通株式の有効な取引相場が存在しないと取締役会で認められる場合においては、当該新株予約権の株式の時価以上の額として取締役会が決定する金額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### ⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

#### ⑥増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- b. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a.記載の資本金等増加限度額から、上記a.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑧新株予約権の行使の条件

- a. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- b. 新株予約権の権利行使時において、当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所（ただし、特定取引所金融商品市場を除く。）に上場されていることを要する。
- c. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- d. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- e. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

⑨新株予約権の取得に関する事項

- a. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- b. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記⑧に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合、または新株予約権者が保有する新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

⑩その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。







## 株主総会 会場ご案内図

会 場 : 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング25階  
株式会社ヒューマンアジャスト 本社会議室



### <交通>

都営大江戸線	都庁前駅	A7出口より	徒歩2分
東京メトロ丸ノ内線	西新宿駅	2番出口より	徒歩5分